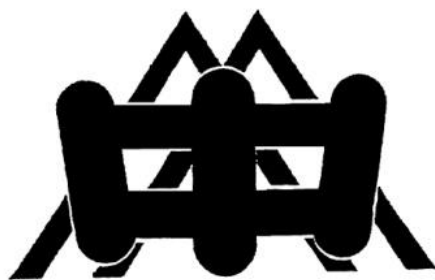


令和8年度

いじめ防止対策の基本方針

二丈中生徒が安心して生活ができる学校をめざして！



糸島市立二丈中学校

☆ 目 次 ☆

	ページ
* いじめの早期発見・対応マニュアル _____	1
第1部 教職員マニュアル _____	1
I いじめ問題に関する基本的な考え方 _____	1
1 いじめとは	1
2 いじめの基本認識	1
3 いじめの背景と学校・社会・家庭の要因	3
II 未然防止 _____	4
1 生徒の学級の様子を知るために	4
2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために	4
3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために	5
4 保護者や地域の方への働きかけ	6
III 早期発見 _____	6
1 教職員のいじめに気づく力を高めるために	6
2 いじめ発見のきっかけ	7
3 いじめの態様	7
4 いじめが見えにくいのは	8
5 早期発見のための手だて	8
6 相談しやすい環境づくりをすすめるために	9
IV 早期対応 _____	10
1 いじめ対応の基本的な流れ	10
2 いじめ発見時の緊急対応	11
3 いじめが起きた場合の対応	11
V ネット上のいじめへの対応 _____	13
1 ネット上のいじめとは	13
2 未然防止のためには	14
3 早期発見・早期対応のためには	15
VI 新型コロナウイルス感染症及び新型コロナウイルス及び新型コロナワクチン 接種等によるいじめへ対応 _____	16
1 未然防止	16
2 早期発見	16
VII 保護者間のトラブル防止 _____	16

第2部 組織対応マニュアル	18
I いじめ問題に取り組む体制の整備	18
1 いじめ防止対策委員会の設置について 《いじめ防止対策委員会組織》	18
2 年間を見通したいじめ防止・指導計画の整備について 《年間指導計画例》	20
II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ (学校全体の取組)	21
・ 発見・情報収集・事実確認・方針決定	
・ 対応・解消経過観察 《生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合》	
III 糸島市教育委員会，警察，地域等の関係機関との連携	22
1 糸島市教育委員会との連携について	22
2 出席停止措置について	22
3 警察との連携について	23
4 地域等その他関係機関等との連携について	23
<法律から見た「いじめ」の責任>	24

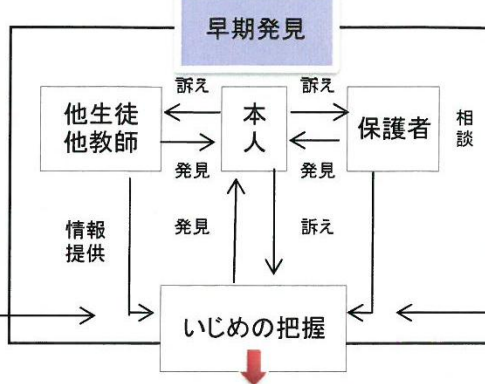
いじめの早期発見・対応マニュアル

いじめの早期発見・対応マニュアル

糸島市立二丈中学校

早期発見の方法

- 生活アンケート(月1回)
- 保護者アンケート(学期1回)
- 定期的な教育相談の実施
- チャンス相談の実施
- いじめに特化したアンケート調査(年3回)

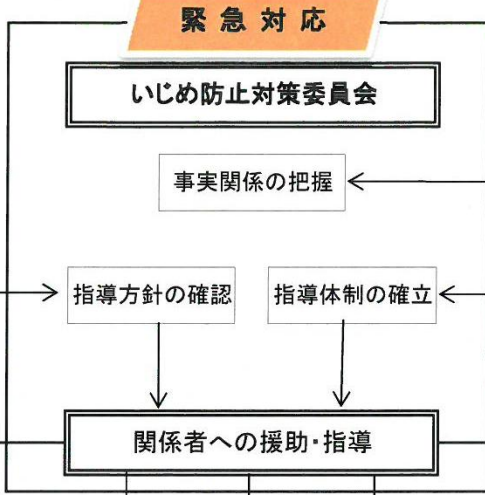


県教委の手引き

- 早期発見のためのチェックリストの活用
- 1日の学校生活を時系列で8分割し、「視点」「児童生徒を見るポイント」「教師自らを見るポイント」の3つをもとに観察する。

基本的指導姿勢

- ① 人権侵害であることの認識をもつ。
- ② いじめられた子どもの「痛み」や「苦痛」を共感する。
- ③ 喧嘩両成敗的な指導を厳禁する。
- ④ 心理的な事実を含め傾聴する。
- ⑤ いじめの背景にも目を向ける。
- ⑥ 集団全体を見据えて指導する。
- ⑦ 指導体制を整えて実践する。
- ⑧ 対処療法に終わらせない。



実態把握の観点

- ① いじめの状況(時、場所、人数等)
- ② いじめの態様(暴力、言葉等)
- ③ 集団の構造(被害、加害、傍観)
- ④ いじめの動機、背景
- ⑤ いじめられる子どもの実態
- ⑥ いじめる子どもの実態
- ⑦ 保護者、他教師の把握状況
- ⑧ 他の問題との関連

いじめられる生徒への援助・指導

- 受容**: つらさや悔しさを十分受け止める
- 安心**: 具体的な援助内容を示し安心させる
- 自信**: よい点を認め励まし、自信を与える
- 回復**: 人間関係の確立をめざす
- 成長**: 自己理解を深め、改善点を克服する

関係者への援助・指導

- 傍観的態度をとる生徒への援助・指導**: グループへの指導
- 学級全体への指導**: 自分の問題として考えさせ、許されない行為であることに気づかせる
- 保護者等への対応**: 訴えを傾聴する
- 具体的方法を示す**: 協力を依頼する

いじめる生徒への援助・指導

- 事実関係、背景、理由等を確認する
- 不満感・不安感等の訴えを十分聴く
- いじめられる生徒の辛さに気づかせる
- 課題を解決させるための援助を行う
- 役割体験等を通して所属感を高める

基本対策

- 教師の構え**:
 - ・生徒を肯定的に理解する
 - ・生徒の個性を尊重する
 - ・サインに気づく感性を磨く
 - ・生徒の訴えに耳を傾ける
- 校内指導体制の整備**:
 - ・人権尊重教育を一層充実させる
 - ・生徒指導の力量を高める研修を行う
 - ・教育相談体制を整備する
 - ・いじめ問題の指導計画を作成する
- 生徒指導の充実**:
 - ・支え合う豊かな人間関係を育む
 - ・規範意識を高め、正義感を育む
 - ・体験を通して思いやりの心を育む
 - ・自己指導能力を身につけさせる

第1部 教職員マニュアル

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めなければならない。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められている。

1 いじめとは

○ いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

【いじめ防止対策推進法及びいじめの防止等のための基本的な方針（平成28年改訂）より】

○いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かの判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないように努める必要がある。

○「一定の人間関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブなど当該児童生徒と何らかの人的関係を指す

○「物理的影響」とは、身体的影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。

○いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報するが必要なものも含まれる

《参考》

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成28年改訂）



2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの背景と学校・社会・家庭の要因

○いじめの背景

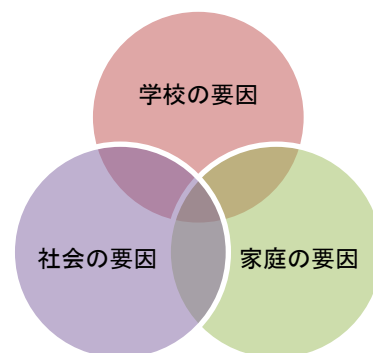
いじめは小・中・高等学校や社会生活を通じて広範に見られる問題であり、一部の児童生徒だけでなく、すべての児童生徒にかかわる裾野の広い問題である。また、いじめの原因や背景には学校の指導体制の在り方、家庭における「しつけ」の問題、社会的風潮等、学校・家庭・社会のそれぞれが複雑に絡み合い、児童生徒の心身の健全な発達に重要な影響を及ぼし、不登校や生命にかかわる問題を招来する恐れのある深刻な問題である。

○学校の要因

学校生活において、児童生徒が学校や学級生活での人間関係、教育活動における存在感や自己有用感・自尊感情など、その欲求不満のはけ口として「いじめ」が起こる傾向が見られる。

- ・ 教師のえいこひいき差別
- ・ 体罰や一方的叱責
- ・ 授業のつまらなさ、わからなさ
- ・ 教師の放任
- ・ 教師の感性・感受性のなさ

- ・ ストレスの増大
- ・ 希薄な人間関係
- ・ 耐性の不足
- ・ 主体性の不足
- ・ 社会性の未熟
- ・ モラルの低下



○社会の要因

日本社会の変貌や生活様式などの変化により、集団での遊び、実体験の不足により、遊びの質的、量的な減少に伴い、遊びを通しての子どもの自主性や耐性（がまんする力）、他者への思いやり、優しさなどが育ちにくい環境になっている。

- ・ 学力重視の価値観
- ・ 過度の競争
- ・ 画一主義
- ・ マスコミのいじめ容認かのような番組、雑誌等

○家庭要因

核家族化・少子化等から、家庭内の人間関係の希薄化や対話不足、また、しつけや手伝いなどの経験不足の欠如、過保護、過干渉、放任等の養育態度から、耐性（がまんする力）の欠如、自立心、自律心が乏しく情緒が不安定な子どもが多くなっている。

II 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。(人間関係づくりプログラムの実施)

1 生徒の学級の様子を知るために

① 教職員の気づきが基本

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒と場を共にすることが必要である。その中で、生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。



② 実態把握の方法

生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査（Q-U調査等）、生徒のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する生徒の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

学校教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。またいじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要となる。このように、未然防止の観点からも生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じる学校生活づくりが大切となる。

① 生徒のまなざしと信頼

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められている。

② 心の通い合う教職員の協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解・共通実践が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推

進めることが必要である。

③ 自身の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を創意工夫し、それぞれの違いを認め合う人間関係づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒自身をたくましく成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒は大きく変化するものである。

＜中学生に自信をもたせる言葉＞

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- 「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のあることだったね。感心したよ。」
- 「あなたの対応は、とても気持ちがよく周りを快くするね。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿はすばらしいよ。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごい。すばらしいよ。」



＜中学生の心に残ることば＞

- 大切なあなただからこそ、この話をするんだよ。
- あなたにはあなたの可能性がある、大事にしてほしい。
- 約束だよ、信じているから。
- 可能性という自分自身の扉を開こう。
- 幸せになってほしい。
- あなたが学級にとって必要なんだよ。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切である。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめをしない、許さない」という、人間性豊かな心を育てることが大切である。

生徒は、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

〈実践例1〉授業参観等

- 授業参観において、保護者の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。
 - 学級活動や総合的な学習の時間等で、ゲストティーチャーを招き、話を聞く。
 - 学級活動等で、いじめについてクラスで考えるにあたって、保護者にインタビューをする課題を出す。
- (例)「いじめのない、互いに認め合うクラスになるには、どうしたらいいか」のテーマで話し合うので、ご意見を聞かせてください。

〈実践例2〉学級だより・学年だより・学校だより

- いじめへの取組について学級だよりや学年だより等を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関しての意見をもらう。
- (例1)【標語募集】
- 学校では、生徒会が中心となり、「STOP いじめ！」運動を展開しています。その一環として、保護者の方から標語を募集していますので、応募をお願いします。
- (例2)【いじめのサインに敏感に！】
- 元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる等、いつもとちがう子どもの変化に気づくために、心がけていることを教えてください。

III 早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。そのため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、組織で対策をとることが大切である。また、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切であり、家庭や地域と連携して生徒を見守ることも必要になる。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるために

① 生徒の立場に立つ

一人ひとり的人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場に

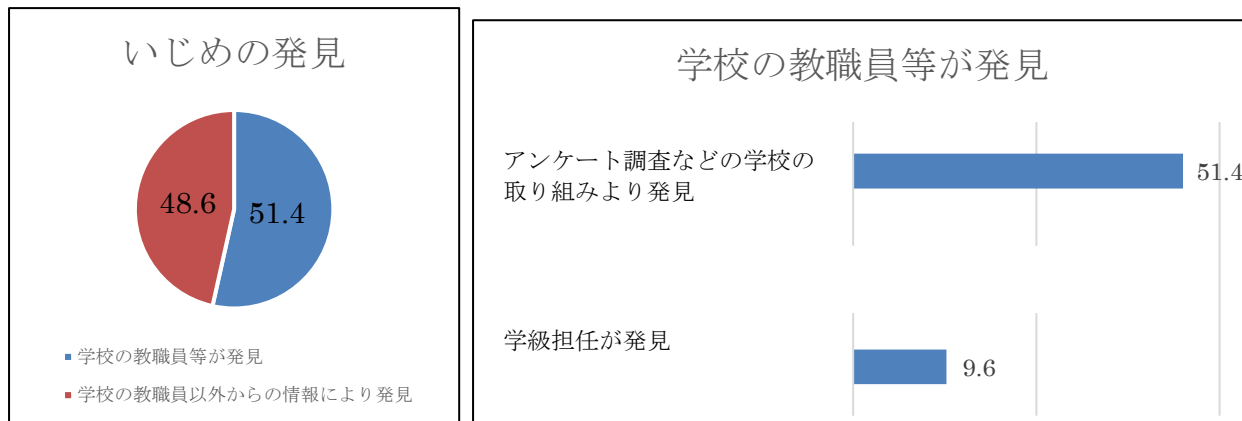
立ち、生徒を守るという姿勢が大切である。

② 生徒を共感的に理解する

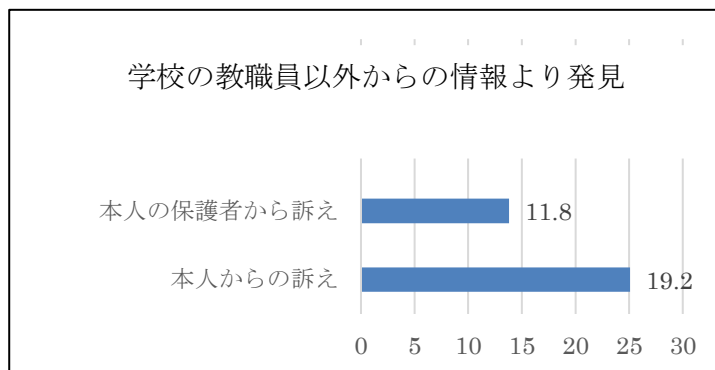
集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめ発見のきっかけ

調査結果 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査より



○いじめ発見のきっかけについての調査結果によると、「アンケート調査などの学校の取組により発見」が51.4%と最も多く、次いで、「本人からの訴え」19.2%、「本人の保護者から訴え」11.8%と続く。この結果から分かるように、周りから見えにくいいじめを発見するのは、まずはアンケートを含め、本人からの訴えであり、次いで最も身近な保護者や教師、友達目である。



○このことから言えることは、いじめ早期発見の決め手は、いじめを受けている生徒がその事実を学級担任に訴えることができるかどうか、友達のいじめを見過ごさない学級の雰囲気醸成されているかどうか、さらに、子どものことで何でも相談し合える保護者との良好な関係ができていのかにかかっており、そのことは、子どもたちや保護者と学級担任との信頼関係が形成されているかどうかにある。

○このように相互の信頼関係を形成することこそ、いじめを早期に発見する大前提であり、子どもたちの「心の居場所」としての学級、いじめのない学級をつくる基盤である。信頼される学級担任への努力を怠らないことが大切である。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談する重要なものや、生徒の

生命・身体・財産に重大な被害が生じる場合は、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した取組が必要となる。

※年々、いじめ事案等が警察への通報となる事案が多くなってきている

《 分類 》

《 抵触する可能性のある刑罰法規 》

- | | |
|---|------------|
| ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる | 脅迫、名誉毀損、侮辱 |
| イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要 | |
| ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする | 暴行 |
| エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする | 暴行、傷害 |
| オ 金品をたかられる | 恐喝 |
| カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする | 窃盗、器物破損 |
| キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする | 強要、強制わいせつ |
| ク パソコンや携帯電話、スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされる | 名誉毀損、侮辱 |

4 いじめが見えにくい！！

○ いじめは大人の目に見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。《学校外・教育課程外》

- ① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
- ② 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。《プロレスごっこ等でカモフラージュ》
- いじめられている本人からの訴えは少ない。いじめられている生徒には、

- | | |
|----------------|-------------------|
| ①親に心配をかけたくない | ②いじめられる自分はダメな人間だ、 |
| ③訴えても大人は信用できない | ④訴えたらその仕返しが怖い、 |

などといった心理が働くものである。《日ごろの安心できる関係づくり（本人・家庭）》

○ SNS等のネット上のいじめは最も見えにくい

SNS等のネット上でのいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「携帯・スマートフォン、パソコンに連絡メール着信があっても出ようとしない」「最近いつもの様子が無い」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

5 早期発見のための手だて

＜日々の観察＞ *生徒がいるところには、教職員がいる*

朝の様子や持ちの整理、学級的环境、欠席・遅刻の状態、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

＜観察の視点＞ *集団を見る視点が必要*

成長の発達段階からみると、生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどの

ように過ごしてきたのかなど学年・担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

<日記（個人ノート）の活用> *コメントのやりとりから生まれる信頼関係*

必要に応じて気になる生徒には日記を書かせたりすることで、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

<教育相談（学校カウンセリング）> *気軽に相談できる雰囲気づくり*

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から「いつでも、どこでも、誰にでも」気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設け、全教師による全生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

<いじめ実態調査アンケートの活用> *アンケートは、実施時の配慮が重要である*

○月1回（帰りホームルームなどを利用して）の生活アンケートの実施。（FF調査・環境生活他面調査）

○いじめ無記名アンケートの学期に1回の実施。

※いじめに特化したアンケートとする

○保護者アンケートの学期に1回の実施。

※アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

※学期に1回行われる教育相談とも連携させる

6 相談しやすい環境づくりをすすめるために

生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。また、相談しやすい環境の整備も必要である。本校では子ども110番の部屋（校長室・職員室・保健室・相談室）を設置している。

① 本人からの訴えには

○心身の安全を保障する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保障する。

○事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周りの生徒からの訴えには

- いじめを訴えたことにて、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

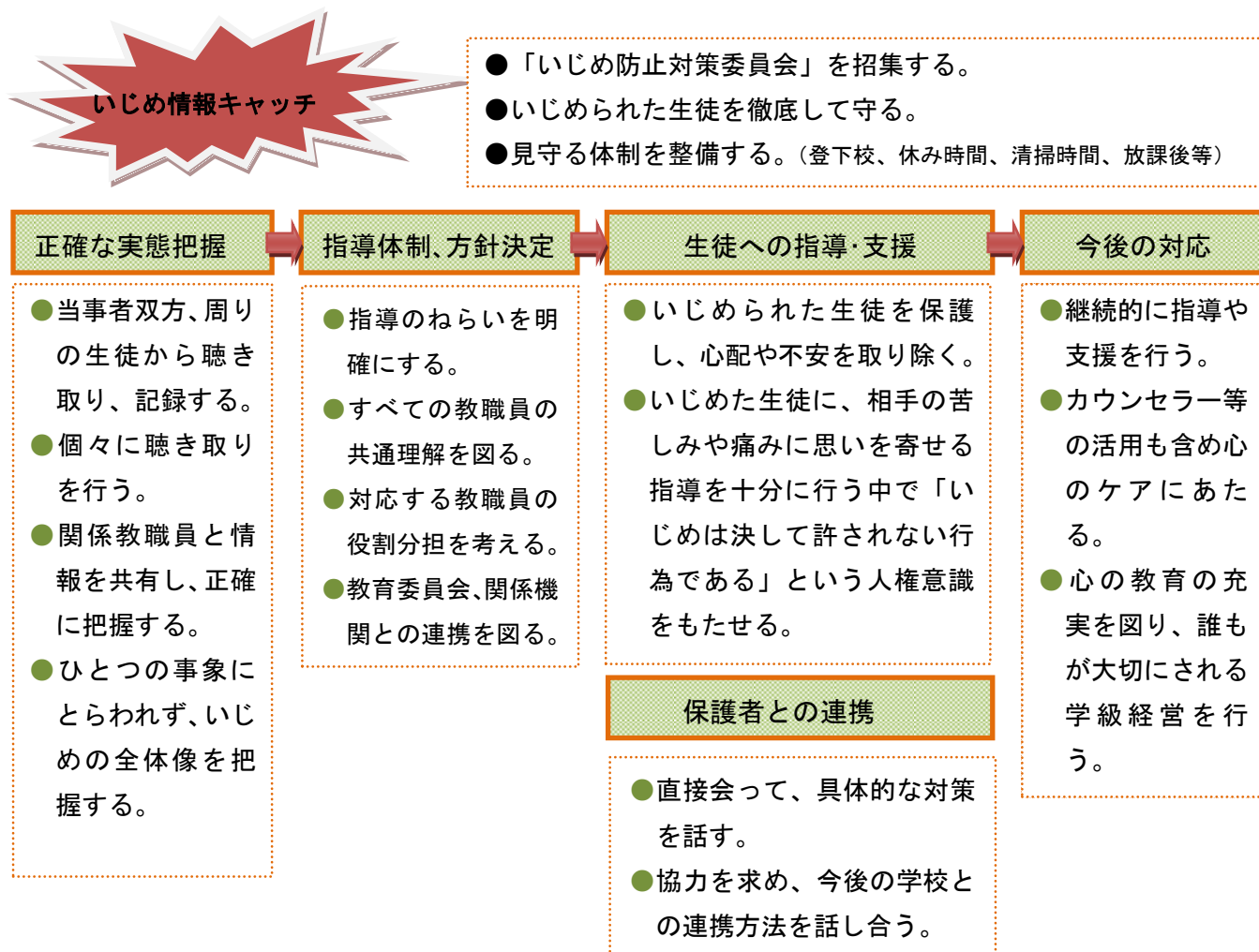
③ 保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。
- 生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導をしなければならぬ。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当主幹教諭（いじめ防止対策主任）に連絡し、管理職に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない（いじめ防止対策委員会の機能の活用）。

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

○いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。

○状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

○いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・学年生徒指導担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

○短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

<把握すべき情報>

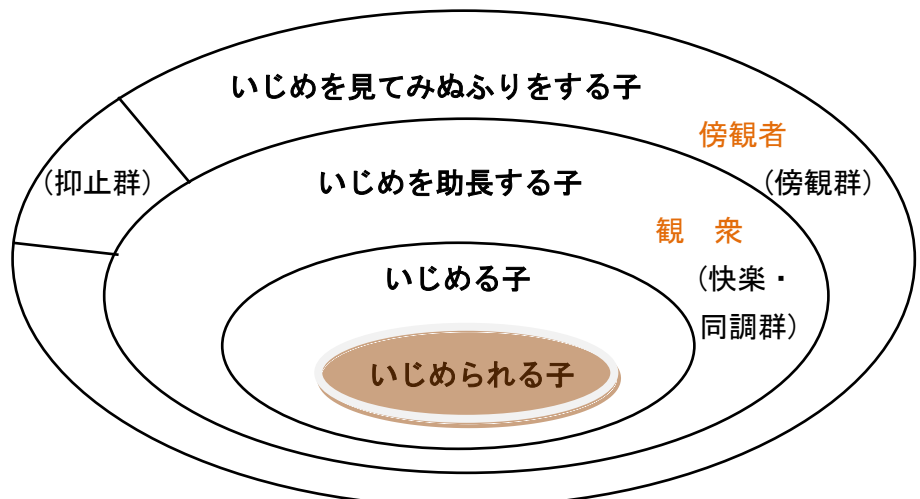
- ◆誰が誰をいじめているのか？ …………… 【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？ …………… 【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ …………… 【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？ …………… 【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ …………… 【期間】

* 要注意 生徒の個人情報には、その取扱いに十分注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

<いじめの四層構造>

●大阪市立大学教授の森田洋司（1985）は、いじめが起きている子ども集団の中に、被害者・加害者・観衆・傍観者の四者が存在し、「いじめの四層構造」があることを指摘している。



①いじめられた生徒に対して

<生徒に対して>

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

<保護者に対して>

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

チェックポイント（言葉の使い方の大切さ！！！！）

いじめを訴えた保護者から 不信感をもたれた教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。《責任は被害者？》
- ・家庭での甘やかしが問題ではないですか。《責任は家庭なの？》
- ・学級にはいじめはありません。《隠蔽それとも無関心？》
- ・どこかに相談にいかれてはどうですか。《担任・学校は相談しない？》

② いじめた生徒に対して

<生徒に対して>

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

<保護者に対して>

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の成長を図るために、今後学校と一緒にいかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉（丁寧な関係・丁寧な説明）

- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば…。
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。
- ・家の子は悪くない。
- ・単なる喧嘩でしょうが。
- ・喧嘩に親が出てくる必要はない。

③ 周りの生徒たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの快樂群や傍観群からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める必要がある。

未然防止には、生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

《トラブルの事例》

子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である。

ネット上のいじめ 特殊性による危険

メールでのいじめや誹謗中傷

ブログでのいじめや誹謗中傷

□ SNS を使ったいじめや誹謗中傷 □ チェーンメールでのいじめや誹謗中傷

□ 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめや誹謗中傷

◇ 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いても かまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

□ SNS から生じたいじめ

A 君が友達数人に限定したサイト (SNS) だからと安心して、 B 君の悪口を書き込みました。それを C 君がコピーして他の掲示板に書き込み、 B 君の知るところとなりました。その後、同掲示板に A 君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。

◇ 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

◇ スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報 (GPS) により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

◇ 動画共有サイトでのいじめ

A 君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていました。その様子は携帯電話でも撮影されていました。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されました。

◇ 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

ブログ…「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新される Web サイト。

SNS…「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制の Web サイト。

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

保護者会等で伝えること

<未然防止の観点から>

○ 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において我が子を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話等を持たせる必要性について検討すること

(夜 10 時以降は電源を切ることや子ども部屋に持ち込まず親に預ける等の家庭での約束をつくり、PTA 活動の約束事項として共通実践する。)

○ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと

○ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識すること

○ 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、パソコン等、

<早期発見の観点から>

○ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化

に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

<インターネットの特殊性を踏まえて>

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

3 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

○書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

○学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

※学校非公式サイト上の削除も同様

<指導のポイント>

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

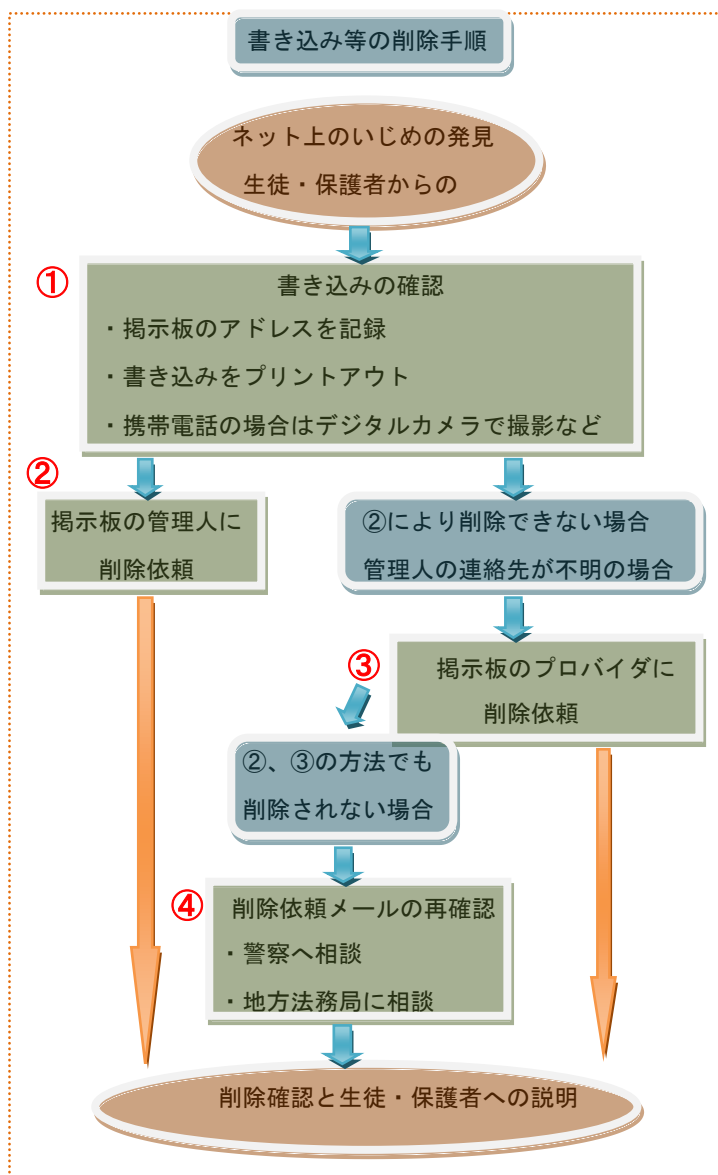
チェーンメールの対応は

<指導のポイント>

- チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になり、ったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要である。

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要がある。



VI 新型コロナウイルス感染症及び新型コロナウイルス及び新型コロナワクチン接種等によるいじめへ対応

1 未然防止

新型コロナウイルス感染症等の流行性感染症による欠席等や新型コロナワクチン接種に伴う生徒に対する偏見や差別等が起きないために、生徒及び家庭や地域に対して、感染症等の正しい知識の周知や道徳教育の充実に努める。また、心理や福祉を専門とするスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等による職員研修の充実に努める。

例えば、ワクチン接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめが起きることがないように、学校においては、①接種が強制ではないこと、②身体的理由などにより接種ができない人や望まない人があり、その判断は尊重されるべきであることなどを生徒に指導し、保護者にも理解を求めていく。

2 早期発見

新型コロナウイルス感染症等の流行性感染症によるいじめや新型コロナワクチン等の接種に伴ういじめを認知した場合は、いじめを受けた生徒への心のケアに対して心理や福祉を専門とするスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携して迅速な対応を図るとともに、いじめを行った生徒をはじめ、全生徒に対して、再度偏見や差別などが起きないための道徳教育などを実施する。

VII 保護者間のトラブル防止

いじめ問題に関して保護者に対する説明会を開く際は、トラブルの発生を防ぐためにも学校側としては次のような点に留意すべきである。

○事実を率直に伝える

事実をごまかそうとすればするほど、保護者は学校に対する信頼を失う。

起きた事柄、教師がとった行動は、**時系列に沿って正確に**伝える。

○学校としての方針をはっきり伝える

いじめ問題に対して、学校側はどのように考えているのか。

今後、どう対応していくつもりなのか。

学校側の方針については、うやむやにせず明確に伝える。

○保護者の意見も大切にす

学校の方針に対して、保護者側から批判を受けることもあるかもしれない。

その場合は、貴重な意見として真摯に受け止め、今後の参考にするべきである。

ただ、質疑応答の時間が長引き過ぎるのも問題であり。

間伸びすればするほど、建設的な話し合いができなくなる。

あらかじめ時間をきっちり決めて、**時間厳守で**進めていく。

(時間が足りなかった場合は、次回開催を検討する)

○中立的な立場の人にも出席してもらう

学校 vs 保護者という構図で話し合いをしていると、どちらにも“ごもつとも”な言い分があるので、時には話し合いがヒートアップして思わぬトラブルに発展してしまうことがある。

これを防ぐためにも、スクールカウンセラーや特別支援コーディネーターといった第三者に中立的な立場で立ち会ってもらうことが大切である。

○記録はしっかり残す

いじめ問題のように、感情的になりやすい議題で話し合いを行う場合、後になって「言った」「言わない」のトラブルが出てくることがある。

話合いの際には必ず記録係を設ける。

(※議事録を残すことについては、事前に保護者の許可を取る)

いじめ問題は、ともすれば保護者 vs 保護者の泥仕合に発展することも少なくない。

しかし、いじめ問題の主演はあくまでも子ども。

当事者同士である。

生徒らを置き去りにしたまま親同士がトラブルを起こすのは、非常に意味のないことである。

常に、「主演は子ども」「苦しいのは子どもである」という事実を見失わず、子どものために何ができるのかを冷静に判断していく。

第2部 組織対応マニュアル

I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題に取り組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。

また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 いじめ防止対策委員会の設置について

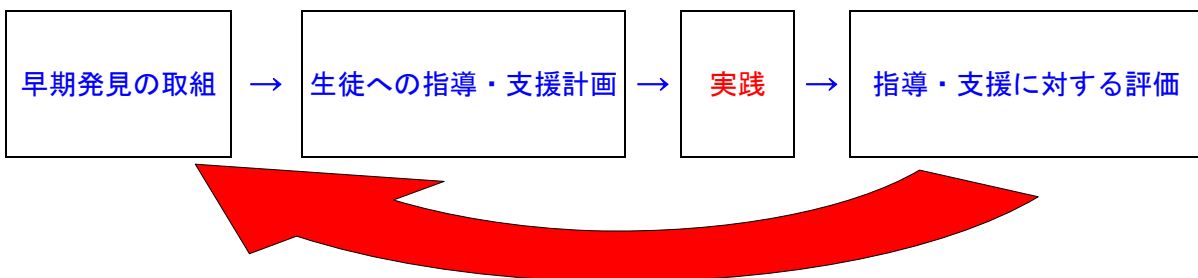
【いじめ問題対策委員会（学年主任会）】

いじめ問題等の取組の中心的推進組織として位置づけ、主幹教諭（生徒指導担当）が主宰し、原則として毎週、木曜日の2校時（運営委員会の日は除く）に開催する。また、緊急の問題が発生した場合は校長の指示により適宜招集する。

《いじめ問題対策委員会の役割》

- いじめの事例に対する情報の収集及び事実関係の把握・整理→共通認識
- 個々の事例に対する指導方針・対応等の検討→組織的な対応の指示
- アンケートや教育相談等、いじめの早期発見に関わる対応の検討・実施指示
- いじめ・生徒指導に関わる評価の分析・改善策の検討・実施指示

《いじめ問題対策委員会における基本的な取組の流れ》学期ごとのPDCAサイクル



【いじめ問題対応コーディネーター】主幹教諭（生徒指導担当）

- 「いじめ問題対策委員会」の企画・運営
- 個々の事例対応に対する具体的な指導・助言
- 各主任・主事やSC・SSW等との指示・連絡・調整
- 関係諸機関や小中学校間との連携（連絡・調整）
- いじめに関する校内研修の企画・運営

【教頭・主幹教諭・主任・主事等の役割】

○教頭

- ・「校内いじめ問題対策委員会」等の運営，及び運営に関する指導・助言
- ・いじめのチェックや共通理解のための会議・教育相談の実施等のための校務運営の工夫・改善
- ・教職員の指導状況についての指導・助言
- ・PTAや関係機関との連携等

○主幹教諭（教務担当）

- ・主幹教諭（生徒指導担当）との連携による，いじめ問題に関する取組状況の把握
- ・いじめの未然防止に向けた，教育課程の編成・実施・評価による積極的生徒指導の推進

○学年主任

- ・生活アンケートを学年で集約し，主幹教諭（生徒指導担当）に報告
- ・学年会等で学年での情報の共有を図る具体的な方策の実施
- ・いじめ問題に関する取組の各学級での取組状況の把握と指導・助言等

○養護教諭

- ・児童生徒の心身の健康に関する指導
- ・各担任等への情報提供
- ・児童生徒の心の居場所づくりへの支援等
- ・不登校生徒に対する支援等

○研究主任

- ・教職員の児童生徒理解の深化を促す校内研究の推進等

【スクールカウンセラーの活用】

学校組織の機能化・活性化のために，スクールカウンセラーを積極的に活用する。具体的には，個々の事象について，スクールカウンセラーが担任や保護者等と個別面談を行って，対応を協議したり，校内職員研修の事例研修会等における児童生徒理解や対応の在り方，カウンセリング技能向上のための実技演習等を実施する。また，校内いじめ問題対策委員会において，教員と保護者の共通理解や専門機関との連携を図るためのアドバイスを受ける。

学校組織の機能化・活性化

① 報告体制・連絡体制の確立

いじめや児童生徒間のトラブル等への組織的な対応を行うためには，その確実な報告や連絡がなされなければならない。校長に適切な報告がなされるようにするために主幹教諭（コーディネーター・生徒指導担当）が責任をもって確実に連絡・調整に当たり，全教職員が情報の共有を行えるようにする。その際，個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を，表面的・形式的に行うことなく，児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて，常にその解消に向けて指導することが必要である。

② 教職員の共通理解

- 情報の共有化・共通理解（学年・学校内での共有）
- 指導方針・方法の共通理解（いじめ問題対策委員会→全職員）
- 指導状況，経過の共通理解（指導状況の報告・指導方針，内容の確認）

③ 継続的・計画的な取組

- いじめが起こっているのではないかと危機意識をもつ。いじめの早期発見に向けた定期的な取組→改善のサイクル化

④ 評価・点検

- 定期的な評価の実施により取組が組織的に機能しているかを検証
- 教育相談の実施状況・家庭と連携した取組の評価・点検
- 「いじめの早期発見のための措置」「いじめに対する措置」「いじめの再発防止のための取組」が行われているかの評価・点検

2 年間を通したいじめ防止指導計画の整備について

《いじめ問題に関する学校（対策委員会）・学年学級・生徒会・保護者の年間スケジュール》

月	学 校 (いじめ問題対策委員会)	学年・学級・部活動 (担任・副任・部活動顧問)	生 徒 会	保 護 者
4	委員会（方針提案） 職員会議（対応の共通理解・ 前期取組の確認）	様相観察 学年会（情報交換） 学級開き・学年集会 部活動キャプテン会・生活アンケート	生徒総会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	授業参観 PTA総会
5	委員会（情報分析・対応）	生活アンケート・様相観察 学年会（情報交換） 学年集会	全校集会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	家庭向けリーフ・チェックリストの配付 部活動保護者会
6	委員会（情報分析・対応）	いじめ無記名アンケート・様相観察 学年会（情報交換） 学年集会 教育相談 部活動キャプテン会 Q-Uアンケート	全校集会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	保護者いじめアンケート 子育て・人権親子学習会 授業参観・学級集会
7	委員会（情報分析・対応・Q -U結果分析等） いじめ防止標語作成	環境他面調査・様相観察 学校評価アンケート 学年会・学年集会	全校集会 授業あいさつ点検	研修委員会
8	委員会（分析・改善案） 「いじめ対応」校内研	家庭訪問・三者面談 学年会（分析・改善案策定）		
9	委員会（情報分析・対応） 学校運営協議会評価①	生活アンケート・様相観察 学年会・学年集会 部活動キャプテン会	全校集会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	部活動保護者会 校区一斉避難訓練
10	委員会（情報分析・対応）	生活アンケート・様相観察 教育相談 学年集会 学年会（情報交換）	全校集会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	文化祭・合唱コンクール
11	委員会（情報分析・対応） Q-Uアンケート	いじめ無為名アンケート・様相観察 教育相談 学年集会 学年会（情報交換）	全校集会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	保護者いじめアンケート あったか二丈人権を考える日
12	委員会（情報分析・対応）	生活アンケート・様相観察 学校評価アンケート 学年会・学年集会	全校集会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	学校評価アンケート 授業参観・学級集会
1	委員会（情報分析・対応） 学校運営協議会評価②	生活アンケート・様相観察 学年会（情報交換） 学年集会	全校集会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	
2	委員会（年間反省・課題） 職員会議（年間反省）	いじめ無記名アンケート・様相観察 学年会（年間反省） 学年集会	全校集会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	保護者いじめアンケート 授業参観・学級集会 立志式
3	委員会（次年度案策定）	生活アンケート・様相観察 学年会・学年集会	全校集会 授業あいさつ点検	

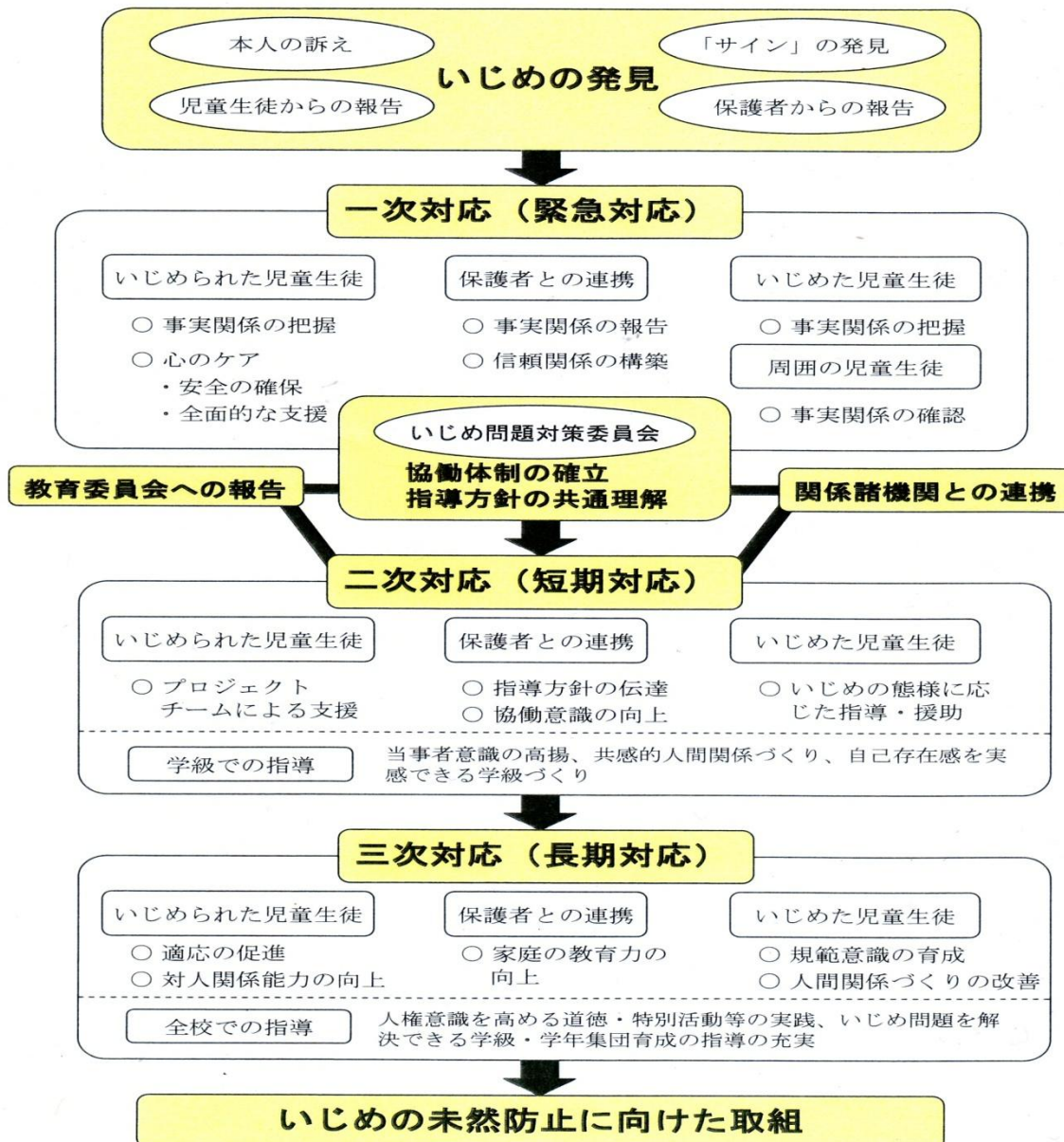
II いじめが起こった場合の組織的な対応の流れ

いじめの兆候を発見した場合、第一にいじめられている生徒の安全を確保し、生徒の立場に立って心情を理解するとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を迅速かつ正確に行うことが必要である。そして、いじめられている生徒を最後まで守り通す姿勢を持ちながら、いじめを絶対に許さず、その解消に全力を挙げ、いじめが完全になくなるまで注意深く継続して徹底的に指導していくことが必要である。

また、いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で確認・指導し、いじめの重大性・非人間性に気づかせ、他人の痛みを理解できるよう教育的な指導を行う。

さらに、いじめ問題として確認した場合、事実関係を明確にした上で、その原因を究明するとともに、関係者の日ごろの指導の在り方等についても反省すべき点を明らかにして、全教職員の共通理解を深めるとともに、早急に指導方法等の改善に努める。

【いじめ問題への対応の手順】



III 糸島市教育委員会，警察，地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては，糸島市教育委員会や警察，地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには，管理職や生徒指導担当主幹教諭を中心として，日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1 糸島市教育委員会との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には，学校で抱え込むことなく，速やかに糸島市教育委員会へ報告し，問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については，必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し，早期の解決を目指す。

2 出席停止について

生徒に対しては，日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし，指導の効果があがらず，他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については，いじめ防止対策委員会と生徒指導部・生徒支援部が連携し出席停止等の懲戒処分を学校長の判断で措置を検討する。

出席停止の制度は，本人の懲戒という観点からではなく，学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等，いじめられた生徒をいじめから守りぬくために必要があれば，いじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。保護者から，他の学校に変更したい旨の申し出があれば，学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

<学校法第 11 条>

校長及び教員は，教育上必要があると認めるときは，文部科学大臣の定めるところにより，児童，生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。

<学校法施行規則第 26 条>

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては，児童等の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ① 懲戒のうち退学，停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。
- ③ 前項の退学は，公立の小学校，中学校，義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童または学齢生徒を除き，次の号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し，その他学生又は生徒として本分に反した者。

④ 第2項の停学は、学齡児童又は学齡生徒に対しては行うことができない。

3 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じ、犯罪行為として取り扱われると認められる事案に関しては、早期に糸島市警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。また、上記の事案で緊急性が求められるものについては、直ちに通報する。

4 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、糸島市子課や福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

<全体像を把握する。>

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 糸島市教育委員会、関係諸機関との連携を図る。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案及び学校だけで解決が困難な事案

緊急対策会議→糸島市教育委員会・福岡県教育庁福岡教育事務所・糸島市警察等へ連絡

- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

<保護者との連携>

- 直接会って、学校の具体的な対策を説明する。
- 理解と協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- いじめを受けている生徒・いじめを行っている生徒へ継続的な指導や支援を行う。
- スクール・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

IV 重大事態への対応

いじめ重大事態の定義とは

「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（生命心身財産重大事態）

「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（不登校重大事態）

【事例】

①児童生徒が自殺を企図した場合

- ・軽傷で済んだものの，自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

- ・リストカットなどの自傷行為を行った
- ・暴行を受け，骨折した
- ・投げ飛ばされ脳震盪となった
- ・殴られて歯が折れた
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上に拡散された

③金品などに重大な被害を被った場合

- ・複数の生徒から金銭を強要され，金銭を渡した
- ・スマートフォンなどを壊された

④いじめにより転学などを余儀なくされた場合

- ・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し，転学（退学など含む）した

1 学校の基本姿勢

- ・いじめを受けた児童生徒や保護者のいじめの事実関係を明らかにしたいなどの切実な思いを理解し，対応にあたること。
- ・自らの対応にたとえ不都合なことがあっても，全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し，被害生徒・保護者に対して調査結果について説明を行う。
- ・自殺事案の場合，学校外のことで生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても，自殺にいたるまでに学校が気づき，救うことができた可能性もある。適切に事実関係を調査し，再発防止策を講ずる責任を有していることを認識しないといけない。
- ・重大事態が発生した場合，速やかに教育委員会を通じて，地方公共団体の長まで報告しなければならない。
- ・重大事態が発生した場合，教育委員会，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，など関係機関と連携した取組を迅速に行うものとする。

2 学校の対応

- ①重大事態が発生した場合は、直ちにいじめ対策委員会を立ち上げ、事実の確認、経過、今後の対応を協議し、全職員に対応方法を伝え、共通した認識で対処できるようにする。
- ②生徒・保護者への説明事項
 - ・いじめはなかったなどと断定的に説明はしない
 - ・学校の不適切な対応により、生徒や保護者が深く傷つけるような結果となった場合は、速やかに説明・謝罪を行うこと。
 - ・被害生徒・保護者に寄り添いながら対応すること。
 - ・被害生徒・保護者の心情を害する言動は厳に慎むこと
- ③重大事態の調査事項
 - ・被害生徒・保護者に対して、重大事態に係わる件について、調査開始時期・結果などをきちんと説明する。
 - ・調査方法はアンケートや聞き取り方法などで行う。
 - ・調査結果については、被害生徒・保護者、関係機関にはきちんと説明をすること。
 - ・自殺事案については、遺族の了解を得て、外部への説明の機会を行うものとする。
 - ・重大事態については、学校だけの対応とせず、必ず関係機関と連携・相談・対応を行うものとする。

<参考資料>

- | | |
|--|----------|
| ・各都道府県市町のいじめ対策基本方針 | |
| ・いじめの早期発見・早期対応の手引き ―小・中学校編― | 福岡県教育委員会 |
| ・福岡県教育センター研究紀要 | 福岡県教育委員会 |
| ・福岡県いじめ防止基本方針
～いじめ しない させない みのがさない～ | 福岡県教育委員会 |
| ・いじめ防止対策推進法 | 文部科学省 |
| ・いじめ防止等のための基本的な方針 | 文部科学省 |
| ・いじめ重大事態の調査に関するガイドライン | 文部科学省 |

法律からみた「いじめ」の責任

- * いじめが起きたとき、安全確保義務を尽くすためには、学校としてどのような対応策が求められるか。

- * 判例法理上いじめに関する学校の義務は六つある。
 - 第一は、一般的注意義務。
学校には児童生徒の安全を確保する義務がある。

 - 第二は、いじめの本質を理解する義務。
教員は文科省や教育委員会等から出ている様々な資料を学んで、いじめの本質や特徴について理解し、いじめ防止に生かす義務がある。

 - 第三は、いじめの動静把握義務。
いじめは教師に隠れて行われる。児童生徒の動静を注意深く観察したり、児童生徒の話を聞くなどして、その発見に努める義務がある。

 - 第四は、いじめの実態を解明する義務。
いじめのサインが出ている場合、学校はいじめの全容につき、実態を調査する義務を負う。特に、児童生徒や親から具体的事実の訴えがあったときは、その義務はより重い。

 - 第五は、いじめ防止の措置義務。
調査の結果、いじめの実態が明らかになったら、いじめを防止するため、指導・説諭による介入、保護者との連携による対応、出席停止等の措置、区域外就学の具申、警察 への支援要請、児童相談所・家庭裁判所への通知など万全の方策を講ずる義務がある。

 - 第六は、保護者に対する報告・連携義務。
いじめのおそれがある場合、保護者に対して報告し、連携していじめ防止のために対応する義務がある。